

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 2 6 日

提出者 国立市長 永 見 理 夫

(説 明) 地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例について規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

国立市介護保険条例（平成 1 2 年 3 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 条中「第 1 2 条」を「第 1 2 条第 1 項」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国立市介護保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。